

要件事項	<Air-NACCS> 「輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）」業務等における営業区域外税関への許可内容変更申請可能化
機能概要	<変更前仕様> Air-NACCSについて、入力者の営業区域外の開港等への保税運送（併せ運送）を伴う輸出申告における許可内容変更申請について、到着地の営業区域外の税関官署へ「輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）」業務等を実施できない。
	<変更後仕様> Air-NACCSについて、入力者の営業区域外の開港等への保税運送（併せ運送）を伴う輸出申告における許可内容変更申請について、到着地の営業区域外の税関官署についても「輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）」業務等を可能とする。

## 1. 変更内容

### (1) 「輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）」業務等の変更

Air-NACCSにおいて、船（機）名に係る許可内容変更申請について、以下のとおり変更する。

- ①通関蔵置場が入力者の営業区域内であることのチェックを行わないよう変更する。
- ②通関蔵置場が入力者の営業区域外である場合、「許可時の積込港を管轄する税関」と「許可時のあて先官署を管轄する税関」が異なることのチェックを追加する\*1。
- ③通関蔵置場が入力者の営業区域外である場合、下記のチェックを追加する。
  - ・「許可時\*2の積込港」がシステム内空港の場合（NRT、KIX等）  
→「許可時\*2の積込港」と「申請官署が管轄する積込港」が同一であること。
  - ・「許可時\*2の積込港」がシステム外空港の場合（HSG、IBR等）  
→「許可時\*2の積込港を管轄する税関」と「申請官署を管轄する税関」が同一であること。

（\*1）輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し結果情報についても、処理対象外の旨を出力するよう処理を変更する。

（\*2）輸出許可内容変更されている場合は、直前の輸出許可内容承認時

なお、当変更後の許可内容変更申請時の入力者、通関蔵置場、申請官署に係るチェックについては、別表1「許可内容変更申請時の営業区域チェック」となる。

別表1 許可内容変更申請時の営業区域チェック（網掛け：変更点）

	入力者	入力者の営業区域	申請官署	登録の可否
Air-NACCS 船（機）名変更	通関業者 （当初、受委託関係）	通関蔵置場の営業区域	蔵置場管轄	○
			蔵置場管轄外	×
	混載業者 航空会社	通関蔵置場の営業区域外	蔵置場管轄	× → ○*2
			蔵置場管轄外	○*1
Air-NACCS 数量変更	通関業者 （当初、受委託関係）	通関蔵置場の営業区域	蔵置場管轄	○
			蔵置場管轄外	×
		通関蔵置場の営業区域外	蔵置場管轄	×
			蔵置場管轄外	○*1
Sea-NACCS 船（機）名変更 数量変更	通関業者（当初）	通関蔵置場の営業区域	蔵置場管轄	○
			蔵置場管轄外	×
		通関蔵置場の営業区域外	蔵置場管轄	○
			蔵置場管轄外	○*1
	通関業者（受委託関係）	通関蔵置場の営業区域	蔵置場管轄	○
			蔵置場管轄外	×
通関蔵置場の営業区域外	蔵置場管轄	×		
	蔵置場管轄外	○*1		

（\*1）特定輸出申告、特定委託輸出申告または特定製造貨物輸出申告のときで、積込港が入力者の営業区域である場合のみ、積込港の管轄税関の税関官署への申請が可能。

（\*2）許可時に積込港の管轄税関外の税関官署へ申告を行った場合のみ、許可時の積込港（輸出許可内容変更されている場合は、直前の輸出許可内容承認時）の管轄官署へ申請が可能。

## 2. 変更対象業務

### (1) 「輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）」業務等の変更

- ① 「輸出許可内容変更申請事項登録（EAA）」業務
- ② 「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（MAF）」業務
- ③ 「別送品輸出許可内容変更申請事項登録（UAA）」業務
- ④ 「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し（EAM）」業務
- ⑤ 「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）（EAMO1）」業務

## 3. リリース日から制度施行までの「日付制御」について

- ① プログラムリリース後、10月21日～11月30日の間は、本変更の機能を利用できないよう、業務プログラムで制御を行う。
- ② 12月1日（土）0時以降は、本変更の機能が利用できるよう、業務プログラムで制御を行う。

## 4. 特記事項

### (1) 特定輸出申告、特定委託輸出申告および特定製造貨物輸出申告の場合、当変更により、積込港利用者が許可内容変更申請を行ったときと同様に自動的に要搭載確認対象となる。

（システムで自動的に要船積（搭載）確認対象とする条件のうち、『特定輸出申告等で、当該申告を行う通関業者の通関業の許可に係る税関の管轄区域外に申告を行った場合』に該当するため。）

ただし、「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更（EAM/EAMO1）」業務が実施された場合は除く。

### (2) 本変更の機能については、リリース日以降に許可された申告情報より使用可能となる。

### (3) 端末ヘルプが変更となるため、利用者による端末ダウンロードが必要である。

## 5. リリース予定日／サービス開始予定日

リリース予定日：平成24年10月21日（日）

サービス開始予定日：平成24年12月01日（土）